

お知らせ

令和 8 年 (2026 年) 8 月 26 日

報 道 機 関 各 位

函館市総務部人事課

(2 1 - 3 6 6 7)

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、
お知らせいたします。

職員の懲戒処分公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

被処分者の所属等	所属 競輪事業部・管理職 年代 50代 競輪事業部・管理職 年代 50代 競輪事業部・一般職 年代 30代
事案の概要	部下職員への指導監督，事務の管理体制の整備および公金の適切な管理について，それぞれの職責において必要な対応が欠けていたことにより，令和7年8月から令和8年1月までの間に担当職員による着服事案を発生させた。
処分内容	減給1月10分の1
処分年月日	令和8年8月26日
その他特記事項	令和8年6月22日付けで免職の処分とした競輪事業部の一般職の職員による着服事案に係る処分

担当 函館市総務部人事課
電話 (0138) 21-3667